

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界2026年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-4（ガーナ、ザンビア、モザンビーク）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
(QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-4（ガーナ、ザンビア、モザンビーク）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00189

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 8 月 19 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-4（ガーナ、ザンビア、モザンビーク）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026 年 10 月 ～ 2027 年 12 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 32% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 8% を限度とする。

(7) 部分払の設定

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払を設定します。²具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026 年度末 (2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 8 月 25 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 8 月 26 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 8 月 31 日まで
4	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026 年 9 月 4 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 9 月 28 日 11 時
8	評価結果の通知	見積書開封日から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込 (順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2. (3) 4の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/YnDEDFA89P>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（2）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（2）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（ URL：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

本件は要員の評価を行うため、別紙「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人

本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。

本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人

本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益 相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください。

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、8月26日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（evte1@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合があります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないしJICAホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

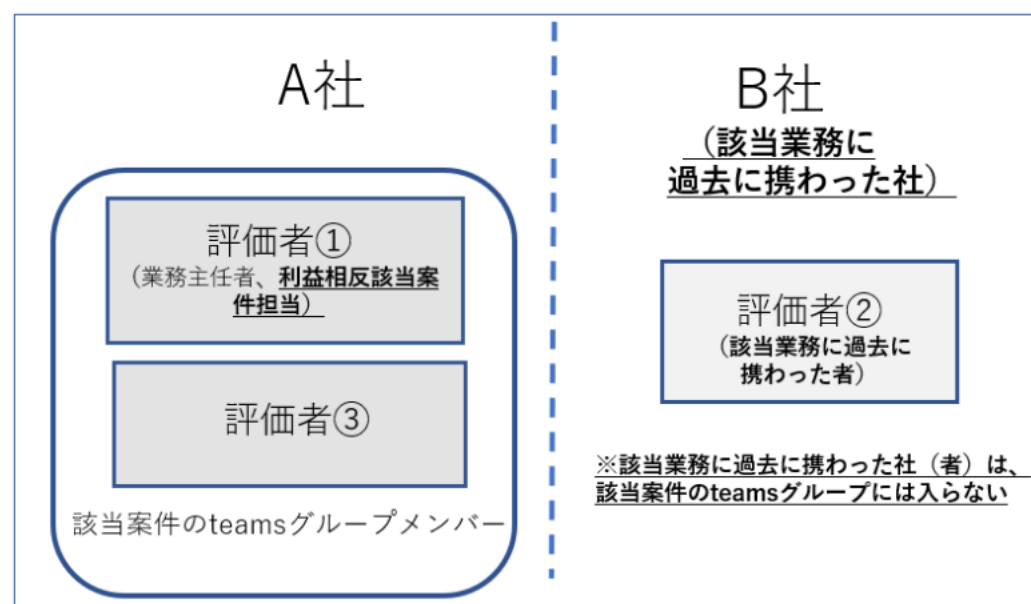
関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。	
①	(例)J/Vの一員（A社）がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者とともにJVを構成するB社が担う。その際、A社とB社で情報共有を遮断する体制

			を確保する。
--	--	--	--------

(*1) 前頁記載1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICAに提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teamsグループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先 立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関 する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄

日付 ○年○月○日

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、「特に具体的な提案を求める内容」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準
2	定性調査およびウェルビーイングの視点を踏まえた詳細分析を含む調査にかかるヒアリン	第3条（9）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

	グ対象者（郡保健局、駐在地域保健師、CHPS サービスを利用する地域住民）の選定方法含む調査方法、及び分析手法について	第4条（5）定性調査 第4条（6）詳細分析、①ガーナ・北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト
3	定性調査及び LNOB 詳細分析に関する調査範囲、（世帯や、住民の選定方法）、調査項目、分析方法について	第3条（9）②ザンビア「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」「持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト」 第4条（5）（1）定性調査／定量調査 第4条（6）詳細分析

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下とおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 （※1）	定性/定 量調査	IRR再計 算	その他 （※2～ 7）
1	ガーナ	技術協力	北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト	－	あり	－	※5
2	ガーナ	無償	第二次国道八号線改修計画	－	－	－	－
3	ザンビア	技術協力	小規模農民のための灌漑開発プロジェクト、持続可能な地域密着型灌漑開発の展開プロジェクト	－	あり	－	※6

			(一体評価)				
4	モザンビーク	技術協力	サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト	ポルトガル語	—	—	—

(注) 該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

- ※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語
- ※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件
- ※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件
- ※4 衛星データ利用の案件
- ※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件
- ※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件
- ※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

- (1) 情報の取り扱い
 - 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
 - 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に

説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁴及び（4）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、（4）参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

ア) 外部事後評価レファレンス（2026年度版）

イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 3.1）

(イ) その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

☒ 事業事前評価表⁵（事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。）

⁴ 提案を求める事項1: 評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルで提案すること。

⁵ 事業評価案件検索サイト(<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>)にて、案件名で検索して参照ください。

☒ 既存事業・調査の報告書等⁶

	案件名	報告書名	リンク
1	ガーナ「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」	事業完了報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000051526.html
2	ザンビア「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」 「持続可能な地域密着型灌漑開発支援プロジェクト」	終了時評価調査報告書 小規模農民のための 灌漑開発プロジェクト 中間レビュー報告書 開発計画調査 開発計画調査 現地調査写真集 業務完了報告書 準備調査報告書 準備調査報告書 図面集 改修計画基本設計調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042400.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032791.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024095.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257808.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031066.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052306.html
3	ガーナ 第二次国道八号線改修計画	準備調査報告書 準備調査報告書 準備調査報告書 図面集	http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000019061 http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000019062 http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000019063

⁶ JICA 図書館(<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>)にて、案件名またはキーワードで検索して参照ください。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

		改修計画基本設計調査報告書	http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000246243
4	モザンビーク「サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト」	ファイナルレポート	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000051877.html

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

- ☒【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026
- ☒【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018 年度改訂版）
- ☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表 無償_2026
- ☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表 技協_2026
- ☒【ひな型】評価報告書 資金協力（英）_2026
- ☒【ひな型】評価報告書 資金協力（和）_2026
- ☒【ひな型】評価報告書 技協（英）_2026
- ☒【ひな型】評価報告書 技協（和）_2026

(イ) 契約締結後に配付する資料

- ☒報告書等のひな型

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。な

お、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。

- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定（25～40 営業日）
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定（25～35 営業日）
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定（30～50 営業日）
 - ④ 評価報告書（英文）の確定（25～45 営業日）

（7）発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

（8）現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、（9）の個別案件の「（ア）ウ）現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下（9）のとおり。

（9）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

- ① ガーナ「北部 3 州におけるライフコースアプローチに基く地域保健医療サービス強化プロジェクト」

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：

アッパーウエスト州、アッパーイースト州、ノーザン州、サバナ州、ノー

ザンイースト州⁷

イ) 実施機関：保健省（首都アクラ）

ウ) 現地渡航⁸及び安全配慮

- ☒業務従事者は現地調査補助員とともに、保健省、ガーナ保健サービス局(GHS)のプロジェクトコーディネーター(政策計画・モニタリング・評価局:PPMED)、事業サイト全5州の州保健局、各州内の2カ所、計10カ所⁹の郡保健局について、踏査して情報収集をする。残りの郡保健局については、現地調査補助員による踏査または、質問票やオンライン・電話等、遠隔での調査とする。踏査や遠隔での情報収集が困難な場合は、州保健局等から情報収集を行う。
- ☒調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である。¹⁰

(イ)評価6基準の評価に関する留意点

- ☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去のJICA支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関やJICAが連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹¹

イ) 有効性・インパクト

- ☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパク

⁷ 案件実施中の2018年12月にガーナ政府により州が再編成され、ノーザン州が3つの州(ノーザン州、サバナ州、ノーザンイースト州)に分割された。これによる案件名の変更は行っていない。

⁸ 現地調査に関しては、可能な限り以下の期間を避けて計画する。12月末～1月初旬：クリスマス・新年、3月末～4月初旬：イースター。加えて北部はイスラム行事による休暇の可能性もあるため、実際の踏査時期については実施機関と協議の上、確定とする。

⁹ 提案を求める事項2：考えられる郡保健局の選定方法があれば技術提案書にて提案すること。一方で、成果1の中でレファレンス強化活動とサポーターズスーパービジョン(SS)実施のパイロット事業対象地として選定された、ノーザン州のサバルグ郡、アッパーイースト州のタレンシ郡、アッパーウエスト州のナドリ・カリオ郡は踏査先に含む想定で計画すること。実際の踏査先は、JICA安全対策措置も考慮し、実施機関と協議の上、確定とする。

¹⁰ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

¹¹ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

トの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 本事業の有効性については、プロジェクト目標「ライフコマースアプローチ（LCA）に基づく地域保健サービスが強化される。」の達成状況について確認する。
- 本事業のインパクトについては、上位目標「駐在地域保健師による基本的保健医療計画・サービス（CHPS）を通じたプライマリ・ヘルス・ケア（PHC）のアクセスと利用が改善されることにより、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献する。」の達成状況について、確認する。

ウ) 持続性

- 持続性については、組織・体制面、財政面、運営・維持管理面の状況など、既定の確認事項について調査する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用
上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- ガーナ「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」
CHPS サービス提供に向けた州 GHS の能力強化を実施し、地域保健師に対する研修体制は整ったものの、州レベルでの運用に遅れがあり、早期巻き込みの必要性が示された。本件では、そうした州レベルの運用に対し、どのように対応されたか、確認する。
- ガーナ「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」
予算確保が困難を極め活動が一時停滞したが、費用内訳の提示と JCC での働きかけにより、最終的に先方の自助努力で予算確保の目処が立った。本件でも、このような予算確保の過程において課題の有無とその対応を確認する。

(オ)誰一人取り残さない (Leave No One Behind: LNOB) の視点

☒本事業の最終受益者として広く事業対象 5 州の住民が想定されるが、その中でも特に妊産婦については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンス(2026 年度) 別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討する。

(カ) 定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査を含める。

(キ) 詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含める。

② ガーナ 第二次国道八号線改修計画

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：中部州

イ) 実施機関：ガーナ道路公団 (Ghana Highway Authority: GHA)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。国道 8 号線アシンプラソ～アシンフォス約 30km の 2 車線道路の改修 (アシンフォス市街の既存道路の 4 車線化(約 1.2km)、既存橋(14m×1 橋)の架け替え含む)の現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2) 調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関

との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹²

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①年平均日交通量（台/日）（アシンフォスおよびアシンプラソ）、②輸送量旅客数（百万人/年）、③輸送量 貨物量（百万トン/年）、④対象区間（アシンプラソ～アシンフォス）の走行時間（30km）（分）¹³
- 事前評価表に記載された定性的効果：
 - ・道路冠水等による雨期の交通遮断が改善され、近隣コミュニティ住民の市場・公共サービスの通年のアクセスが可能となる。
 - ・アシンフォス市街地における道路及び橋梁拡幅により渋滞が改善されるとともに歩道・交差点整備により交通安全が改善される。
 - ・ガーナの主要経済圏及び内陸国との連結性向上。

ウ) 持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 国道 8 号線アシンプラソ～アシンフォス約 30km の 2 車線道路の改修（アシンフォス市街の既存道路の 4 車線化（約 1.2km）、既存橋（14m×1 橋）の架け替え含む）。

（ウ）環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、大規模な道路セクターに該当し、住民移転、用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展し

¹² 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

¹³ ①については2名体制での 24 時間の交通量調査、8時間×3交代の想定。④については実測を想定。②③についても実測から推計すること。

ている場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

➤ マラウイ共和国向け無償資金協力「バラサーサリマ間国道 5 号線橋梁架け替え計画」(2005 年)

予算不足により十分な定期点検が行われていなかったことから、維持管理に係る予算を十分に確保することの重要性が指摘されている。「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア)資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究)報告書」(2013 年)等では、アフリカの他国で実施された道路分野の無償資金協力案件において、完工後、轍掘れやひび割れ等の品質低下が生じた事例があり、計画交通量の設定や舗装構成等の設計条件について留意すべきとの教訓を得ている。本事業においては、協力準備調査にて維持管理要員及び予算の確保について実施機関に申し入れ同意を得ていたか、対象区間全線にわたって舗装たわみ量調査を実施し、交通解析及び軸重調査等の結果を踏まえ舗装設計を行ったかを確認する。また、雨水溜りにより舗装の損傷が進行する区間については、嵩上げにより対応する計画であるかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind: LNOB)の視点

☒本事業の最終受益者として、広く中部州の住民が想定されるが、道路整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ ザンビア「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」、「持続可能な地域密着型灌漑開発の展開プロジェクト」(一体評価)

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：

「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」北部州、ルアプラ州、

ムチンガ州、コッパーベルト州、北西部州

「持続可能な地域密着型灌漑開発の展開プロジェクト」コッパーベルト州、北西部州、中央州、ルアプラ州、北部州、ムチンガ州の 38 郡

イ) 実施機関：農業畜産省農業局および農業省

ウ) 現地渡航及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに、農業省、対象の 6 州（北部州、ルアプラ州、ムチンガ州、コッパーベルト州、北西部州、中央州）のうち、業務従事者はムチンガ州、コッパーベルト州、中央州の 3 州以上を踏査し、それ以外は現地調査補助員のみでの調査を想定する。業務従事者は、現地踏査を行う各州で最低 1 郡（サイト）の簡易堰のサイトを訪問し、合計 5 サイト以上訪問する。加えて、恒久堰も 1 サイト訪問する。現地調査補助員は、6 州の農業局 CPU (COBSI Promotion Unit) を訪問するとともに、簡易堰は合計 10 サイト以上、恒久堰は 2 サイト以上訪問する（業務従事者との訪問先含む）。残りのサイトについては、実施機関からの情報収集を行う。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁴

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」

¹⁴ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

- プロジェクト目標（「対象地域の小規模農家に対する灌漑インフラ整備を通じて、灌漑面積の拡大および促進を図る」）の達成状況を確認する。
 - インパクトに関しては上位目標（「対象地域における灌漑農業生産が増加する」）の達成状況を確認する
- 「持続可能な地域密着型灌漑開発支援プロジェクト」
- プロジェクト目標（「小規模灌漑施設の導入及び小規模農家の灌漑農地の管理技術の向上により、対象地区における地域密着型の灌漑農業（Community Based Smallholder Irrigation:COBSI）が促進される」）の達成状況の達成状況について確認する。
 - インパクトについては上位目標（「小規模灌漑農家向けの灌漑開発行動計画(2024-2026)の指標が達成される」）の達成状況を確認する。

ウ) 持続性

☒整備した小規模灌漑施設については、稼働状況や維持管理状況（問題発生時の対応、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算管理や技術力等）の他、組織・体制面、財政面の状況など規定の確認事項について調査する。

（ウ） 環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

（エ） 過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」

- マラウイ国「小規模灌漑開発技術協力プロジェクト」では、農民の主体的な取り組みを前提に現地で入手可能な自然材料を用いた「簡易堰」の建設を推進した結果、協力期間中に計 1,873 ヶ所で簡易堰が建設された。その後も農民の主体的な取り組みにより総灌漑開発面積が約 5,000ha に及ぶなど面的拡大が認められ、小規模農家による安定的な農業生産活動の実現に大きく貢献した。マラウイ国とザンビア国は隣接しており、文化的背景、気候や土地条件等に類似性が認められることから、本案件においては、農民の主体的な取り組みを前提として小

規模灌漑開発手法の導入を図られたかを確認する。

「持続可能な地域密着型灌漑開発支援プロジェクト」

- ザンビア国「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」の終了時評価では、簡易堰の設置を中核とする小規模灌漑開発の有効性と効率性の高さが評価された一方、郡レベルの普及員の灌漑農業技術（農民の栽培技術と圃場レベルでの水管理）の必要性が確認され、導入した小規模灌漑の効果を最大化するためには、灌漑下での栽培及び水管理にかかる技術の向上の必要性が確認された。これを踏まえ本案件では、簡易堰設置を中心とする灌漑面での農家への技術移転に加えて、営農面での技術移転を重視し、市場志向型農業の導入を含めた栽培技術の向上及び生産現場と市場のリンケージの確立に留意したかを確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点

- ☒本事業の最終受益者として広く対象地域 6 州の小規模農民住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。ジェンダーに配慮した取り組みが行われたか、取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、詳細分析を行い検証する。詳細は第 5 条（6）詳細分析内に記載のとおり。

（カ）定性調査／定量調査

- ☒本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査を含める。

（キ）詳細分析

- ☒本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含める。

④ モザンビーク「サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト」

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：バイラ市

イ）実施機関：

- 1) 復興庁(Post Cyclone Reconstruction Cabinet：GREPOC)
- 2) 行政管理・公共機能省(Ministry of State Administration and Public Service：MAEFP)
- 3) 公共事業・水資源省(Ministry of Public Works, Housing and Water Resources：MOPRH) ※現行名称 公共事業住宅水資源省(Ministry of Public Works, Housing and Water Resources：MOPHRH)

- 4) 教育人間開発省(Ministry of Education and Human Development : MINEDH) ※現行名称 教育・文化省(Ministry of Education and Culture : MEC)
- 5) 保健省(Ministry of Health : MISAU)
- 6) 外務協力省(Ministry of Foreign Affairs and Cooperation : MINEC)
- 7) 国家災害対策院(National Institute for Disaster Management : INGC)
※現行名称 国家防災対策院(National Institute for Disaster Management : INGD)
- 8) ベイラ市(Beira Municipality : CMB)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイト(パイロットプロジェクト)の現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。また、その他主要機関である MTA(土地環境省(現 MAAP))、DPES(ソファラ州教育局)、SPSS(ソファラ州保健サービス)、および IFPELAC(職業訓練・労働問題研究所)についても、可能な限り現地でヒアリングを行い、情報収集する。

☒調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である。¹⁵

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2) 調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁶

イ) 有効性・インパクト

¹⁵ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

¹⁶ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

☒事前評価表に記載のある指標を用いて、提案計画の活用状況を確認する。

- 事前評価表に記載された指標：①リスク評価及びハザードマップを踏まえ策定されるベイラ市復旧復興計画(Beira Municipal Recovery and Resilience Plan:BMRRP)の行動計画等が、モザンビーク国内の所定の承認プロセスを経て、モザンビーク政府及びベイラ市に承認される。②リスク評価及びハザードマップを踏まえ策定される BMRRP の行動計画(インフラ復旧・復興計画、公共施設復旧・復興計画)を踏まえて実施された事業件数

ウ) 持続性

☒ハザードマップの運用・活用状況に加え、パイロットプロジェクトとして実施された事業の活用状況について調査する。

(ウ) 環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のフィリピン「台風ヨランダ災害緊急復旧復興プロジェクト」では、対象地域の公平性や事業の持続性に留意しつつ、効果発現までの迅速性が重要であるという教訓が得られている。本事業では、この視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind: LNOB) の視点について：

☒本事業の最終受益者として広くベイラ市の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添 7）

「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやす

い受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

（力）定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

☒本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

（１） 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料（英語、ポルトガル語）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

（２） 評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹⁷。

（３） 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語、指定言語）を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮す

¹⁷ 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

る。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

☒本案件では、以下の案件について定性調査を行う。

①ガーナ「北部3州におけるライフコースアプローチに基く地域保健医療サービス強化プロジェクト」

(ア) 目的：以下の通り、異なる2つの目的に対し、調査を行う。

ア) プロジェクト目標、上位目標の達成状況の確認

イ) 2次調査で実施する「人々のウェルビーイング」調査で使用する評価設問の検討・作成

(イ) 対象範囲：

ア) 目的1について、各事業対象5州のうち踏査する計10の各郡にて、3名程度、計30名の駐在地域保健師（CHO）¹⁸または地域保健ボランティア（CHV）にインタビュー調査を行う。

イ) 目的2について、最終受益者にあたるCHPSサービスの利用する住民計10名程度にインタビュー調査を行う。¹⁹

(ウ) 調査項目：

ア) 目的1について、プロジェクト目標のうち特に成果2や4について研修受講

¹⁸ 提案を求める事項2:考えられるCHOの選定方法があれば技術提案書にて提案すること。一方で、成果1の中でレファレンス強化活動とSS実施のパイロット事業対象地として選定された、ノーザン州のサベルグ郡、アッパーイースト州のタレンシ郡、アッパーウエスト州のナドリ・カリオ郡は踏査先を含む想定で計画すること。実際の踏査先は、JICA安全対策措置も考慮し、実施機関と協議の上、確定とする。

¹⁹ 提案を求める事項2:考えられる住民の選定方法があればプロポーザルにて提案すること。

者側としての能力強化の実感や、ともにサービスを提供する地域保健ボランティア（CHV）や地域保健管理委員会（CHMC）の連携や協力の実態等を確認する。上目は、地域住民のサービス利用状況、サービス促進の実態等について確認する。

- イ) 上記 2 について、本事業実施前後の地域保健医療サービス利用状況の変化、地域保健医療サービスの質的な変化の実感、CHPS サービス利用による本人または家族の生活の変化等について確認する。生活の変化は、以下（6）詳細分析で説明するウェルビーイングを構成する個別領域を参考に、多方面より確認する。

（エ）留意事項：

本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。調査対象の選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮して行う。業務従事者による指導のもと、現地調査補助員による単独でのインタビューも可とする。

②ザンビア「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」、「持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト」

- （ア）以下の目的に対し、調査²⁰を行う。

プロジェクト目標、上位目標の達成状況の確認

- （イ）対象範囲：

指標については実施機関および関係機関から入手可能な統計データを最大限収集し、分析を試みる。そのうえで、統計データが限定的であることを想定し、以下の調査を実施する。

- a. キー・インフォーマント・インタビュー

対象郡において、農業局職員、普及員、水利組合代表などを対象にインタビューを実施する。灌漑面積、生産動向、裨益状況など指標に関する情報を収集する。

- b. 受益者農民調査

事業対象 6 州の内、踏査する 6 州の合計 6 郡以上を想定し、各郡において一定数の受益者の農民を対象に調査を実施する。サンプルサイズは各郡 5 世帯程度、合計 30 世帯を目安として設定する。

- c. 農民グループ調査

3 州にて農民グループの状況把握を目的として、農民グループリーダー

²⁰ 提案を求める事項3:考えられる対象範囲(住民の選定方法)や調査項目、分析方法があれば技術提案書にて提案すること。なお、サンプルサイズおよび調査方法については現地における統計データの整備状況およびアクセス可能性を踏まえ、詳細設計時に精査し、発注者との協議のうえで最終決定する。

ーなどを対象として、質問票をもとにインタビュー（グループインタビューも可能とする）、またはフォーカス・グループ・ディスカッションを実施する。対象数は各州 10 名程度、合計 30 人程度を目安とする。

（ウ）調査項目：

対象範囲 b については、主要穀物の生産量・農業所得・干ばつ関連によって穀物の収穫量の損失の変化、灌漑の利用状況（面積、頻度）、裨益状況（収入の安定、食料の安定供給など）について事業の事前事後の数値、および状況を把握する。対象範囲 c については作物生産量、灌漑施設の維持管理状況、グループ活動状況、および裨益状況を中心に把握する。対象範囲 a と実施機関等からの統計資料については有効性・インパクトの指標および b と c の調査項目に準ずる。それ以外については本案件（ハ）有効性・インパクトを参照。可能な範囲で定量的な分析も加えこれらの情報をもとに総合的に分析する。

（エ）留意事項：

本調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。調査対象の選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮して行う。業務従事者による指導のもと、現地調査補助員による単独でのインタビューも可とする。

（６） 詳細分析

☒本業務では、以下の事業について詳細分析を行う。

①ガーナ「北部 3 州におけるライフコースアプローチに基く地域保健医療サービス強化プロジェクト」

（ア）目的：「人々の幸福（Human Well-being）」（以下、ウェルビーイング）の視点を踏まえた詳細分析

- ウェルビーイングの分析は、計画時に設定した指標や目標値の達成度のみで事業を評価するのではなく、受益者の生活に与えた正負の影響を多面的に捉えることを目的とする。一般的に、ウェルビーイングは主観的な側面を含む社会・生活の様々な領域を包括的に捉える枠組みと考えられていることを踏まえ、発注者においては、各個別領域の充足度合いがウェルビーイングを規定し、それが主観的幸福度や生活満足度という形で表現されるという考え方を取ることをとする。

(イ)対象範囲：事業対象 5 州²¹

(ウ)調査項目：

個別領域としては、以下のような項目と質問が一般例として挙げられる。

- (A) 所得・資産（世帯所得、保有資産、格差の有無）
- (B) 住居（住宅の有無、部屋数、屋根の素材、状態）
- (C) 健康（心の健康、体の健康）
- (D) 教育（読み書き、基礎的計算能力、修業年数）
- (E) 環境（自然環境からの悪影響、自然環境へのアクセス）
- (F) 社会的つながり（地域、家族との繋がり、自由意思の尊重）
- (G) 安全（犯罪、交通事故、災害、紛争・暴力）
- (H) ガバナンス（行政機関への信頼度、住民の意思決定参加、差別や排除）
- (I) 雇用・仕事（就労の有無、社会貢献している誇り・自信、やりがい）
- (J) 余暇（家族や友達と過ごす時間、休養が充分にとれているか）
- (K) 文化（母語の習得、文化的行動規範の尊重）

(エ)調査の流れ：

作業の流れ²²は以下の通り。

- (A) まず評価方針案作成時に本事業のコンテキストを踏まえ、特に関連性が強いと考えられる領域について考察し、ウェルビーイング調査の方向性を提案する。
- (B) 次に上記「第4条 業務の内容（5）定性調査／定量調査」に記載の通り、第一次現地調査において、10 名程度の CHPS サービスを利用する住民に対して定性調査を実施し、事業効果の達成状況やサービス利用が住民に与えた変化について理解を深める。
- (C) その上でウェルビーイングを構成する一般的な領域のうち、本事業で特に注目すべき領域や項目を特定し、事前事後比較表のほか、本事業が住民に与えた変化の想定を示す Theory of change を提出し、詳細な提案を行う。上記のリストはあくまで一般例であり、実際には全てを網羅的に質問するのは時間的制約の観点から困難であるため、第一次現地調査である程度現状を把握したうえで、質問項目の焦点を狭めるだけでなく、対象住民やサイトについても検討する。その際、第一次現地調査でインタビューをした住民を第二次調査で行うウェルビーイング調査の対象に含むかどうかも検討する。インタビュー数は、

²¹ 第一次調査の定性調査を経て、対象州を絞ることは考えられる。第一次調査後に、評価部と受注者で協議の上、確定とする。

²² 提案を求める事項 2:作業の流れを踏まえ、重点的に確認した方が良いと考えられる質問項目と調査の方向について、現時点で参考資料から分かる範囲で評価者が提案するものとする。本詳細分析(ウェルビーイング)に要する業務量の目安として、現地調査補助員 8 人日分程度を想定する。

事業対象 5 州にて、30～40 名程度とする。

- (D) 検討会において調査対象の選定方法や人数、実施サイト、質問内容といった詳細を確定する²³。
- (E) 質問票の作成や現地の人々に伝わりやすい表現方法の調整等、事前の準備を行う。作成した質問票は、評価部に提出し、内容に承認を得る。
- (F) 第二次現地調査期間中にウェルビーイング調査を実施する。
- (G) 回答を精査し一覧にまとめる²⁴。調査結果より、事業効果としては想定されていないものの結果として発現した副次的効果、または事業効果発現の結果として生まれた更に長期的なインパクト等について分析し、比較表を更新する。一覧と比較表を評価部提出し、レーティング変更の可能性がある場合、または重要な提言・教訓が導出される可能性がある場合は、必要に応じて評価部と協議の機会を設けるものとする。
- (H) 最終的な考察結果について、報告書の「その他正負のインパクト」としてまとめ、有効性・インパクトのサブレーティングに加味する。また、有用な学びがあった場合には提言・教訓を導出するものとする。手順や考え方の詳細は、事後評価レファレンス別添を参照のこと。以下、(14)で指定の通り、本調査については別途提言ペーパーを提出する。

②ザンビア「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」、「持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト」

(ア) 目的：LN0B の視点を踏まえた詳細分析²⁵

特にジェンダー（女性、脆弱層）に着目し、本事業の裨益の分布および格差の有無について詳細分析を行う。

(イ) 調査項目：

事業対象地において、主に女性農民に対し、定性的調査を用いて、灌漑システムの利用・維持管理や営農活動における役割分担、市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion。「SHEP」）に係る活動、栄養改善や食料の安定供給等に係る活動などにおいて、ジェンダーに配

²³ 第一次現地調査の結果によって、ウェルビーイング調査を行わない可能性もある。そのため本調査に係る費目は定額計上とする。詳細は「第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について」を参照。

²⁴ 提出様式は、契約後に評価部より提示する。

²⁵ 提案を求める事項 3:考えられる調査項目、対象者(世帯や、住民の選定方法)、分析方法があればプロポーザルにて提案すること。両案件の資料を参考としても用いること。なお、サンプルサイズおよび調査方法については現地における統計などデータの整備状況、アクセス状況を踏まえ、詳細設計時に精査し、発注者との協議のうえで最終決定する。

慮した取り組みが計画時に行われたか、また本事業の効果がジェンダーにかかわらず公平に波及したかについて確認する。また取り残されている層（女性、貧困層）などの有無および要因についても確認する。なお、この定性的な調査は本案件のその他の調査結果（受益者調査、統計データなど）を含めて総合的に分析を行う。

（ウ）対象者：

ムチンガ州、コッパーベルト州、中央州を想定し、各州1郡以上（計3郡以上）において、合計20人以上にインタビューを行う。なお、ジェンダーの観点からインタビューの対象者は半数以上を女性とする。更に補足的にフォーカス・ディスカッションを女性グループ、男性グループ（男女混合グループを含めることは可能）で実施する。女性へのインタビューにおいても必要に応じて女性現地補助員が行うことも検討する。上記の詳細分析について、一部を評価者による踏査、残りを現地調査補助員による踏査と想定する。

（7）事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則15ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表（最終版）を、確定した時点で提出する。

（8）暫定評価についての実施機関への説明（第2次現地調査）²⁶

- ① （7）の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

（9）提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保

²⁶ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(10) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(11) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

(12) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(11)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る²⁷。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語、ポルトガル語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し²⁸、発注者の承諾を得る。

(13) 教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

(14) ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

上記(6)のガーナ「北部3州におけるライフコースアプローチに基く地域保健医療サービス強化プロジェクト」に対する「人々の幸福(Human Well-being)」(以下、ウェルビーイング)の視点を踏まえた詳細分析の実施を踏まえ、同分析の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下項目を含むものとする。

- 今回の調査の内容、調査実施概要、分析結果(質問項目・内容、調査・分析にあたり想定した仮説や評価デザイン、調査実施体制や投入したリソース)

²⁷ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

²⁸ 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

- 評価実施における課題と改善案（調査規模、調査方法、分析方法など、外部事後評価レファレンス内容への提案）
- 今後のウェルビーイング詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- その他 実施の際に直面した課題と改善案

（１５）LN0B の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

上記（６）のザンビア「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」、「持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト」にかかる詳細分析の実施を踏まえ、同分析の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下項目を含むものとする。

- 今回の調査の内容、調査実施概要、分析結果（質問項目・内容、調査・分析にあたり想定した仮説や評価デザイン、調査実施体制や投入したリソース）
- 評価実施における課題と改善案（調査規模、調査方法、分析方法など、外部事後評価レファレンス内容への提案）
- 今後の LN0B 詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- その他実施の際に直面した課題と改善案

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（１）以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
------	----	----	------

評価報告書	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R 3 部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。
-------	------------	---------------------------------------	---

（２）中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ ポルトガル語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語／ ポルトガル語	電子データ	
事前事後比較表 （案）	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・（案）の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
本事業が住民に与えた変化の想定を示す Theory of change (ToC)	第一次現地調査後	日本語または英語	電子データ	・上記比較表（案）とともに、詳細分析対象案件のみ、提出する。

評価報告書（案）	第二次現地調査後 （成果品提出の2.5～ 3 か月前） ※簡易型は検討会後	日本語／ 英語／ポ ルトガル 語	電子データ	要旨（要約版を作成 する場合は当該資 料）を含む
教訓シート（案）	評価報告書提出の1 カ月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー （案）	評価報告書（案） と同時期	日本語	電子データ	

（3）提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 1部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いた評価部指定のインタビューの記録資料（LNOB/ウェルビーイング/ノンスコア項目に係る詳細分析のインタビュー議事録（第4条（6）1）を参照）、） ➤ 一次データの処理・分析用ファイル（STATAやRなどのスクリプトファイル） 他
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
分析ペーパー	ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言	ガーナ「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」
	LNOBの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言	ザンビア「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」「持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト」
教訓シート		第5条（13）参照
特殊言語版の報告書（案）		モザンビーク「サイクロン・イダイ被災地域強化プロジェクト」（ポルトガル語）
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

本業務では、現地再委託を想定していない²⁹。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

²⁹ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託により必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、13 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

本公示では要員計画の評価を行います。様式 4-3 の「要員計画」は不要ですが、様式 4-4 の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野（従来と同様）③評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式 4-5（その 1～その 2）の提出は求めません。業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 1 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

- ① 対象国及び類似地域：ガーナ、ザンビア、モザンビーク及びその他途上国
- ② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2026 年 10 月～2027 年 12 月

（２）業務量目途

- １）業務量の目途 約 11.06 人月
- ２）渡航回数の目途 延べ 8 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（４）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 各国における安全管理情報

【ガーナ】

(1) 行動の留意点

- ・ 身分証明書を常に携帯する。
- ・ 携帯電話を常時携行し、常に通話可能な状態を維持する。
- ・ 異なる通信事業者の携帯電話を複数携行することが望ましい。
- ・ 日没後及び日の出前の外出は禁止とする。
- ・ 夜間の都市間移動は禁止とし、移動は原則として 7 時から 17 時までの間に行う。
- ・ 徒歩での移動は極力避け、移動には整備状態の良い車両を利用する。
- ・ 車両は常時施錠し、大きく窓を開け放たない。
- ・ 可能な限り単独行動を避け、現地事情に精通し現地でコミュニケーション可能な関係者を同行させる。
- ・ 市場、公共交通機関乗り場等の人通りの多い場所や混雑した場所では、スリやひったくり等の一般犯罪に十分注意する。
- ・ デモ、騒乱、群衆等には近づかない。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所及びテロの標的となり得る施設への立入りは必要最小限とする。
- ・ 民族・宗教問題及び政治問題に関する言動は控える。
- ・ 行動時間帯や移動経路の固定化を避ける。
- ・ 尾行など不審な動きに注意する。
- ・ 渡航前日及び当日は最新の治安情報を確認し、必要に応じて行程を見直す。
- ・ 自動車で移動する場合は、車検証ステッカー及び車両保険ステッカーが有効期限内であることを確認する。

(2) 安全な宿舎の手配

- ・ JICA 関係者の利用実績又は JICA 事務所が安全確認を行った宿泊施設を利用する。
- ・ 警備員が夜間常駐している宿泊施設を選定する。
- ・ 敷地が塀等で囲まれている宿泊施設を利用する。
- ・ 低層階の客室を利用する場合は、防犯格子等の防犯設備を確認する。

(3) 通信手段

- ・ ガーナ国内で利用可能な SIM カードを準備する。
- ・ 常時通信可能な状態を維持する。
- ・ 高リスク地域へ渡航する場合は、複数の通信手段を確保する。

(4) 都市間移動

- ・ 移動は原則として 7 時から 17 時までとする。
- ・ 整備状態の良い車両を利用する。
- ・ 単独行動を避け、現地事情に精通した運転手又は関係者を同行させる。
- ・ 長距離移動時は定期的に安否確認連絡を行う。
- ・ 出発時及び到着時には関係者へ連絡する。

(5) その他

- ・ 渡航前に安全対策マニュアル及び JICA 海外安全対策ハンドブックを確認する。
- ・ 緊急連絡先を常時携帯する。
- ・ 現地事務所及び安全管理担当者の指示に従う。

【ザンビア】

(1) 行動規制

- ・ パスポート（あるいはパスポートコピー）、ID カード（長期滞在者のみ）を常時携行する。
- ・ 日の出前及び日没後の徒歩による外出は禁止する。
- ・ 早朝及び夜間の車両による市内（郡内）移動は、危険運転車両や犯罪に遭遇する可能性が高いため、車を運転する場合又はタクシーを利用する場合は、周囲に十分注意を払う。
- ・ 車両による都市間移動（市外への移動。ルサカ市内からルサカ空港までを除く）は、日の出前及び日没後の移動を禁止する。
- ・ デモ、騒乱、群衆などには絶対に近づかない。デモ等が予定されている場合は付近への立ち寄りを避ける。外出中に遭遇した場合は、無理に移動せず安全な場所で待機し、事務所へ連絡する。

- ・ 米国、英国関係機関及び宗教関連施設等には可能な限り近づかない。
 - ・ 公共施設（国会議事堂、政府機関、軍・警察施設、空港、鉄道、橋梁等）及びショッピングモール等での写真撮影は禁止する。また、街中であっても写真撮影を嫌う風習が残っているため、むやみに撮影しない。
 - ・ 公共の場での喫煙は禁止する。
 - ・ コンパウンド（生活インフラが整っていない住居密集区域）を訪問する場合は、カウンターパート等と同行するなど、できるだけ単独行動を避けるとともに、ジャンキー（若者を中心とした不良集団）に近づかない。ただし、ルサカ市内のチボリヤコンパウンドは業務以外での訪問を禁止する。業務上訪問する場合は、カウンターパートと安全対策について協議し、訪問前に必ず事務所長の承認を得ること
- （２）安全な宿舎の手配
- ・ できる限り安全性の高い宿泊施設を選ぶ。
 - ・ タウンエリアの宿泊施設利用は推奨しない。
- （３）通信手段
- ・ 携帯電話を携行し、緊急連絡ができるよう SIM を購入する、又はローミング設定を行うなど、常に送受信可能な状態にしておく。
- （４）移動手段
- ・ 本部及び第三国からの渡航者による車の運転は禁止する。
 - ・ 交通安全のため必ずシートベルトを着用し、危険な状況下（夜間、悪天候、悪路）での運転を避け、自身の運転技術・能力を過信しない。
 - ・ ヒッチハイク、トラックの荷台、バイクタクシー及び自転車タクシーを利用しない。
 - ・ 荷物の盗難及びカージャックに留意する。
 - ・ 鉄道利用時の留意点は「ザンビア国安全対策マニュアル」を確認すること。
- （５）空港利用
- ・ 出発ロビー及び到着ロビーは安全対策上脆弱なエリアであるため、必要以上に滞在しない。
- （６）その他
- ・ 一般渡航中にザンビア国内で危険度の高いスポーツ又はアクティビティ（バンジージャンプ、ラフティング、マイクロライト、タンガニーカ湖における遊覧船〔ボート等を含む〕の利用等）を計画している場合は、海外渡航管理システムの旅程情報「備考欄」に記載すること。また、事前に「ザンビア国安全対策マニュアル」を確認すること。

- ・ タンガニーカ湖における船の利用は、ザンビア側湖内遊覧を目的とするものに限り認めるものとし、船で国境を越えることは禁止する。
- ・ 本措置又は安全対策マニュアルに抵触すること等を理由として予約のキャンセル等の費用が発生した場合は、当該費用を自己負担とする。

【モザンビーク】

- ・ 夜間の都市間移動は控える。
- ・ 午後 10 時以降の夜間徒歩移動は禁止する。午後 10 時前であっても、日没後の外出は極力控える。
- ・ 市場や公共交通機関の乗り場など、人通りの多い場所や混雑した場所では、スリやひったくり等の一般犯罪に注意する。
- ・ 通話可能な携帯電話を常時携帯する。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能な場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案

することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

65,215,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（２）別見積としている項目、及び（３）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（２）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（３）定額計上について

本案件は定額計上があります（1,544,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ウェルビーイングにかかる現地調査費用	第2章特記仕様書案 第4条調査の内容 （6）詳細分析	1,544,000 円	現地調査のうち、ウェルビーイングにかかる現地調査費用すべて（報酬0.2人月分も含む）	報酬、旅費（宿泊費・宿泊手当）、一般業務費（特殊傭人費、車両関係費、旅費・交通費）※航空賃は含みません。

（4）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（5）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（6）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（8）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙1：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	45	
(2) 作業計画等	(25)	
ア) 要員計画	20	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)